

令和元年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
 延 会 午後 1時56分

○招 集 年 月 日

令和元年12月12日（木曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹

○開 議

令和元年12月16日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	17番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	近 藤 徹 哉
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	吉 田 浩 一
〃	8番	茅 根 英 昭
〃	9番	彫 谷 吉 英
〃	10番	寺 田 進
〃	11番	白 川 栄 美 子
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	山 本 正 行
〃	18番	岸 本 好 且

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長 中 島 豊
(併) 監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和元年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、13日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位10番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 今年第4回定例会に当たり、一般質問を1件行います。

改良住宅敷地内の除雪について。大川12丁目にある2棟の改良住宅では、玄関前の除雪は余市町では行わず、入居者の責任とされてきました。入居者は、玄関前から町道まで除雪されていなければ外出もできず、自分たちで除雪を行って来ました。しかし、高齢となり、除雪する体力も衰え、入居者で民間の業者に除雪を依頼し、その費用は入居者で負担してきました。この除雪は、改良住宅敷地内の通路の除雪であり、余市町の責任で除雪すべきと考え、以下町長の見解を伺います。

1、町道等の除雪において救急車などの緊急車両の通行確保が最優先されるのが当然であり、改良住宅でも常時救急車などが町道より一番奥の玄関先まで入れなくてはならないと考えます。また、余市町営住宅条例第20条で入居者が負担すべき費用が定められているが、玄関前通路の除雪費用は含まれていないので、管理者である余市町が除雪を行うべきと考えるが、見解を伺います。

2、町営住宅は住宅に困窮している低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために建設されたものであり、入居者にさらなる負担を負わすべきではないと考えるが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の改良住宅敷地内の除雪に関するご質問に答弁申し上げます。

改良住宅の通路除雪に関する質問でございますが、1点目と2点目のご質問については関連がございますので、あわせて答弁申し上げます。改良住宅に限らず、町営住宅の共同施設の除雪につきましては入居者が行うものであり、改良住宅内の通路につきましても入居者が除雪を行うものと考えております。また、町営住宅の入居説明時におきましても、注意事項といたしまして住宅の除排雪については入居者によって行っていただくという説明申し上げているところであり、質問がございました改良住宅の通路の除雪につきましても入居者において行っていただくものと考えております。

○13番（安久莊一郎君） あわせてお答えいただいたので、ちょっと質問いたします。

まず、余市町が町民の命と安全に責任を負っているのは当然のことですから、まず町道の除雪ということが、ちょうど今積雪期になってきて、やられていますが、救急車とか消防車、こういう緊急車両の通行できることがまず最優先に除雪されていると思うのです。だから、改良住宅でも入居者が何か危険になったときに対応できるということがまず一番大事だと思うのですけれども、だ

からそのために、改良住宅2棟ありますけれども、それぞれ入り口がありまして、町道から一番奥のところまでいつでも救急車、緊急車両が入らなければいけないと思うのですけれども、だから町道と同じように町が管理している改良住宅の除雪、これを緊急車両のためにいつでも入れるようにやるのが、これは余市町のやっぱり任務であると思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

緊急車両につきましては、改良住宅について町道に停車することで問題ないと伺っております。

○13番（安久莊一郎君） 町道から一番奥の改良住宅の入り口まで距離があるのです。緊急に、1分、1秒を争う事態もあると思うのです。そういうときにやはり除雪をしておいて、緊急車両が入れるようにするというのが当然ではないですか。町道でとめて、それからやるのが当然なのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

消防の見解として、町道で対応可能というふうに伺っております。

○13番（安久莊一郎君） 消防の見解と言われましたけれども、その消防の見解はどうしてそういう見解になったと考えておられますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思っております。

消防の見解は消防の専門的な救急隊が対応できるかどうかについての見解なので、専門家としての見解だというふうに思っております。

○13番（安久莊一郎君） 救急車だとか消防車、救急車の場合について言いますけれども、緊急を要する該当の方をやっぱりすぐ玄関のところまで車を入れておいて、そこから運ぶというのはこれ当然のことではないのですか。町長、それはどう考えますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

当然かどうかは我々が決めることではなくて、消防ができるかできないかであると思っております。

○13番（安久莊一郎君） 消防署が決めるというけれども、町長は町民の安全の任務を担っているわけですから、町民が一番やっぱり安全に救急搬送されると、例えば救急車の場合であれば、それをやっぱり考えるべきだと思うのですけれども、ちょっと再度伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

町民の安全確保、当然町としても考えているわけでありまして。いずれにしましても、余市消防署と連携をとりながら話していることでございます。

○13番（安久莊一郎君） 町民の命と安全を考えたら、一番近くに救急車が入って、それに対応できるというのが一番いいことだと思うのですけれども、それをぜひ考えて、何か消防のほうの見解だけで言うのではなくて、町としても消防のほうにやっぱりこうしてほしい、町としては除雪して、すぐに対応できるようにするから、それで一刻も早く救急搬送してもらえ体制をとってほしい、そうやって要望するのが当然だと思うので、それを重ねて要望したいと思います。

それから、この町営住宅、改良住宅の位置づけです。改良住宅は、やっぱり先ほどの質問の中でも言いましたけれども、住宅に困窮する低所得者に住宅を供給するために設置されてきたということです。だから、改良住宅の家賃も低額に抑えられているわけです。ですから、以前は入居者でみんなで玄関前の除雪をしなければ外出もできないわけですから、除雪をやっていたのです。それがもう何年もたちまして、入居者で高齢化がやっぱり進んでおります。町営住宅の中でこの改良住宅

の高齢化というのは高いのです。ですから、もう自分たちで除雪することはできなくなりました。だから、今民間の業者に依頼して除雪しているわけです。ですから、そこを考えると、やっぱり新たな負担を今しているわけですが、それがないように町として考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

最初の答弁のとおりでございまして、改良住宅含め町営住宅の除雪につきましては説明時に除雪は各自で行っていただくことを案内しているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 今改良住宅で民間の業者の方に依頼して除雪をしているのですけれども、その除雪は何も難しいことではないのです。除雪機があればそのまま町道側からぐっと雪を押しあって、端は海なのです。海岸なのです。だから、そちらに雪を押しだけでいいのです。だから、これだったら町道を除雪しているのと同じように除雪車に対応できるのです。だから、そこを町道の例えば除雪の一環としてやるとか、いろいろ考えることはできるのです。例えば私道でも除雪を町でいろいろ住民の要求に応じてやっているわけです。そのときにいろいろ道路幅の問題だとか、除雪する雪をどこへ持っていくかとか、そういう難しい問題があるところについては除雪ができないのですけれども、この改良住宅の除雪についてはそういう心配なく、今民間の業者がやってもらっているのをそのままやれば除雪が十分できるのです。だから、そこを考えると、それについての見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

繰り返しの答弁になりますけれども、入居者自身で除雪をやっていただくという方針でございま

す。

○13番（安久莊一郎君） 例えば改良住宅というのはどういう位置づけにあるのでしょうか。先ほど言いましたように、町営住宅全体はやっぱり住宅困窮者に対して、低額の所得者に賃貸するということでできているわけです。その中でも特に改良住宅についてはそういう家賃の配慮がされていると思うのですけれども、そういう特に入居者に対する負担の面からして改良住宅というのは非常に負担が大きくなると思うのです。収入が低い方がそれだけ入っているということで、そういう方のためにつくっている住宅なものですから、だからこの改良住宅から、私が言うように、そんなにお金をかけなくても、また除雪するのに困難も伴っていないわけですから、まず改良住宅で考えて、町民のために除雪をやると、負担をかけない、それをぜひ行ってほしいと思うのですけれども、再度見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

改良住宅含め町営住宅の使用料につきましては、入居者の収入に応じて条例に基づき算出されているものであります。入居者の除雪等に関しましても、収入に応じた中で入居者本人によって行われるものと考えております。

○13番（安久莊一郎君） 家賃は収入に応じて決められているわけです。だから、収入が少ない方は当然家賃で配慮されています。しかし、この除雪費というのは収入に応じて除雪費を配慮することではないのです。ですから、改良住宅の入居者にとって同じ除雪についてもやっぱり負担がそれだけ違うのです。そこを同じと考えるのはだめではないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

町営住宅全般につきまして、案内時に除雪は各自で行っていただくよう案内しているところで

ございますので、同じ答弁になるということでございます。

○13番（安久莊一郎君） なぜ私がここを強く言うかといいますと、憲法の第25条、これはご承知のようにすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、これを有すると。そして、国の責任もそこで求めているわけです。ここで言っている国ということはここでは余市町です。ですから、できるだけ町民の負担を、応分の負担ということがありますから、負担ができる人はそれでいいのですけれども、だから町営住宅以外でそれぞれ収入に応じて民間に頼んで除雪してもらったりしているわけです。だけれども、この改良住宅については特に高齢化が非常に高い、それから収入が低いから、家賃も低く抑えられていると思うのですけれども、だからそこを配慮してほしいと言っているわけです。だから、そこをやっぱり考えてもらうところが町長の務めではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

町営住宅に入っている方も入っておられない高齢者の方も一律に除雪作業は各自でやっていただくように町としてはお願いしているところであります。

○13番（安久莊一郎君） そのところが納得できないのです。だから、特に改良住宅に入っている人の実情、町長ご存じなのかどうか。まず、全部の町営住宅に一律にやるというのではなくて、やはりできるところからやっていくと。それから、除雪も改良住宅の前の除雪は、先ほどお話ししたように、除雪機があれば簡単にできるのです。だから、できるところからやっていって、あとのところはまた考えていくということはどうでしょうかということなのです。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど高齢者の方、改良住宅に住んでいる方、町営住宅に住んでいる方、それ以外の方一律にサービスをお願いしているというふうに申し上げましたけれども、町としては除雪サービスというのが個別にあるわけでございますから、個別具体的に対象がひとり暮らしの高齢世帯ですとか、夫婦と高齢者のみの世帯、身体障害者世帯と使える方が限られるわけでございますが、本当に必要な場合はそういうサービスの相談をしていただければと思います。

○13番（安久莊一郎君） だから、そういう町で除雪に対していろいろ配慮して、非常に助かっていると喜ばれております。しかし、今回の場合、改良住宅の玄関前の通路の問題で、これ一遍にできるのです。ですから、個々に入居者がやるというのはおかしな問題で、だからそれは町のほうで承認だけすれば一挙にできる問題なのです。そんな手間をかける必要はないと思うのですけれども、だからそこを私は今要望しているのです。ぜひそこを考えてほしいと思うのですけれども。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

条例上も共同施設の部分、具体的に通路も含まれておりますけれども、そこについては入居者ご自身で行っていただくよう入居説明会における注意事項でも伝えておりますとおり、入居者で基本的に行っていただきたいと思っております。

○13番（安久莊一郎君） それでは、私のほうの質問の中で余市町営住宅条例第20条のことを質問いたしました。それについては、どういう見解ですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町営住宅条例第20条第3号に共同施設という記載があります。この共同施設は何をあらわすかということ、管理事務所ですとか広場ですとか緑地ですとか駐車場ですとかある中の一つに通路も

含まれております。

○13番（安久莊一郎君） ちょっとその第20条について確認をしなければならないと思うのですが、第20条第3号、共同施設またはエレベーターとあります。これが今の私問題にしています改良住宅前の通路の問題として当たるのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

共同施設に通路が含まれます。

○13番（安久莊一郎君） 共同施設というのは、例えば団地の中に集会所があったり、それから建物の中の階段だとか、そういうものですね。これこの共同施設に該当して、入居者の負担としているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答えさせていただきたいと思います。

何が共同施設に当たるかということに関しましては、公営住宅法施行規則第1条に記載されておりまして、その中で管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設、高齢者相談所、駐車場、これが共同施設に含まれると明記されております。

○13番（安久莊一郎君） ちょっとそこのところは私と見解が違いますので、再度また質問したいと思います。いずれにしても、この問題は町が管理している、そういう住宅内で入居者が実際に民間にお金を払ってまで除雪しなければならないと。それはおかしいのではないかとということ、それから特にこの改良住宅に入居されている方々の状況ですね、経済的な問題、それから体力の問題、だからそういうものについてやっぱりきちんと判断すべきではないかということが私の質問の趣旨なのです。なかなか理解が今のところ得られていないので、再度機会を改めて要求していきたいと思っておりますので、きょうのところはこれで質問終わります。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わり

ました。

発言順位11番、議席番号10番、寺田議員の発言を許します。

○10番（寺田 進君） 令和元年余市町議会第4回定例会に当たり、さきに通告しております質問をいたします。答弁よろしく願いいたします。

余市町地域防災、減災について。昨年の胆振東部地震や令和元年も台風19号を初め甚大な被害をもたらした自然災害が多発しております。災害発生時の初動体制及び防災訓練についてお伺いします。

1点目、平成30年第3回定例会で災害発生時の町民への情報伝達の方法で戸別受信機の普及促進が必要ではないかとの他の議員からの質問に対し、どの手段が最も効率的なのか、今後さまざまな有識者とも意見交換して考えますと答弁されていますが、その後どのように検討されているのかお伺いします。

2点目、災害発生時、または発生のおそれがある場合、災害対策連絡協議会、第2非常配備、さらには災害対策本部、第3非常配備等を設置、さらには災害の状況によっては避難所の設置となると思われますが、仮に余市町で震度5弱以上の地震が観測された場合、対策本部及び指定避難所の開設までどれくらいの時間がかかるのかお伺いします。

3点目、余市町地域防災計画の第10章、防災訓練計画の中に災害予防責任者は関係機関と協議し、その都度訓練を行うとありますが、今までの訓練の状況と今後の計画をお知らせください。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、寺田議員の余市町地域防災、減災に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の戸別受信機の検討についての質問でございますが、本町においては現在防災行政無線の整備について検討を行っているところでございますが、多様な無線システムがあり、なおかつ多大

な財政負担を伴うことから、今年度においてはコンサルティング会社に委託をし、本町の地域性を考慮した上で各無線システムの特性や導入コストを検証し、効率的に情報伝達する手法の整備に向けた検討を行っているところでございます。

2点目の地震発生時の災害対策本部等の設置に要する時間についてに関するご質問でございますが、災害対策本部等については余市町地域防災計画に基づき順次設置し、災害応急対応を実施しており、本町で震度4を観測した昨年9月6日午前3時7分発生の北海道胆振東部地震においては、午前3時20分に緊急幹部会議を開催し、順次その対応を実施したところでございます。震度5弱以上の地震につきましては、本町における被害状況等により災害対策本部等の設置に要する時間は異なることが想定されるところでございますが、災害対策本部を迅速に設置し、その対応を行うこととしております。

3点目の関係機関との訓練に関するご質問でございますが、これまで余市警察署と連携した災害図上訓練を実施しておりますが、このほか毎年原子力災害に備えた訓練を実施しており、内容としましては一般災害にも共通する部分で本部の立ち上げ訓練のほか、余市警察署、余市消防署、さらには町内の病院、福祉施設など関係団体への参加を呼びかけ、情報通信訓練を実施しております。本年度においても原子力防災訓練を実施する予定になっております。

○10番（寺田 進君） 11月30日に議会報告会の中で現在の情報入手手段では非常に不安であるという町民の意見が多数寄せられております。町民が安心して暮らせる情報発信方式を早急に確立していただきますようよろしくお願いいたします。答弁は結構です。

2点目に移ります。2点目の緊急事態のときに発生する時間についてでございますけれども、阪神淡路大震災は日の出前、熊本地震、胆振東部地

震はそれぞれ夜間から未明の時間帯にかけて発生しております。夜間に災害が発生すると当然職員は役場には不在です。さらには、停電などにより連絡さえもとれなくなる可能性も考えられますが、連絡方法などの特別な方法を別途確立されているのかどうかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、寺田議員の質問にお答えさせていただきます。

何らかの災害が起こった際の幹部の連絡については、携帯電話で行っているということでございます。

○10番（寺田 進君） 避難所開設までの時間をお伺いしましたが、順次設置するというふうに町長おっしゃいましたけれども、防災ガイドマップの1ページ目の地震発生時の行動の中には、自宅で生活ができない場合は避難所にとあります。さらに、災害発生直後から災害対策本部の立ち上げまでの間は停電等が発生した場合、情報空白期間となり、被災者が情報がないまどう行動するかを瞬時に判断をし、すぐに避難所へと行動を始めることも考えられます。当然避難所開設前に避難所に到着することも考えられると思われかもしれませんが、その辺の対策はどのように検討されているでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、寺田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

地震発生時ということでございますけれども、状況等個別具体的に変わってまいりますけれども、さきの区会の町政懇談会でも当方の専門家の主幹から説明させていただきましたけれども、地震が起こった際に一番最初に判断することは津波が来るか来ないかという判断でございますので、各自でそれをきちんと判断して、来るようであればできる限り避難所ではなくて、高いところに逃げるだとか、そういう対策が必要になってくると考えます。すなわち、災害ごとに一番最初に判断すべき情報が異なりますので、そこは一般的な答

弁というよりは個別具体的な検討になってくるかというふうに思っております。

○10番(寺田 進君) 避難所を開設する場合は、役場の職員が個別に避難所の管理者に個別に連絡をして、直接職員が到着次第開設をするというふうになっておりますけれども、この辺の避難所の管理者については先ほど言った役場の職員と同じように携帯電話等で連絡をとるのでしょうか。さらに、管理者自身も被災していることも考えられます。そのときには第2、第3の手だてはきちんと役場としてとっていらっしゃるのかどうかお伺いします。

○町長(齊藤啓輔君) 10番、寺田議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

避難所の管理者については、携帯電話で連絡をとるということでございます。仮に、各報道でもありましたが、鍵があかないというようなことも想定され、もちろんこちらとしても想定しており、民間の施設等に関しましては鍵があかない場合ドアを壊して入ってもいいかとかいうのを今ちょうど話し合っていたりしているというようなことで対策を進めているところであります。

○10番(寺田 進君) 100年に1度と言われるような災害が全国で相次いでおります。北海道では、冬期間の寒さなど危険性がさらに増すと思われまます。災害対策基本法で定める災害予防は、防災に関する組織の整備、教育及び訓練、物資及び資材の備蓄整備及び点検、施設及び設備の整備及び点検ということで定められておりますけれども、物資、施設等の物の設備はもちろん、教育及び訓練というのが最も今の我々には大事になってくると思われまます。区会等の予防のことはもちろんのことなのですが、なかなか町民にはこの避難訓練等のことが伝わりづらくなっているのが事実かと思われまます。今後この辺を一人一人の町民にもっともって伝えていく必要があると思われまますけれども、町としてはその辺どのようにお考えでしょう

か。

○町長(齊藤啓輔君) 10番、寺田議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

もちろん防災、減災を効果的に行う上ではきちんとした事前の訓練、防災知識の向上などが必要になってくるわけでございます。町といたしましては、ご存じのとおり10月から防災監を任命いたしまして、防災力向上に努めているところでございます。また、引き続き担当課といたしましても防災の広報、啓発に取り組んでいくと考えているところでございます。

○10番(寺田 進君) 町としてもさまざま対策を講じていただいていると思えますけれども、なかなか町民に浸透できていないというのもまたこれは一つ事実だと思われまます。実情に応じた訓練を繰り返していくということが最も大事になると思われまますので、今後町の対応を期待して、質問を終わります。

○議長(中井寿夫君) 寺田議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位12番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番(中谷栄利君) 私は、今定例会に当たり1件の質問をしております。理事者においては、要を得た答弁をお願いいたします。

1つ、福祉灯油の実施と拡充について。12月に入り、初旬から真冬日を迎えるなど厳しい冬の時期に入りました。冬を過ごすための灯油価格は、経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査では配達価格で12月2日現在94円50銭と高どまり

しています。北海道生活協同組合連合会の調査でも92円から94円と地域差はあっても5月からの高どまりです。さらには、10月からの消費税10%への増税が住民生活を直撃しています。このような中で、高齢者など厳しい生活を送られている方にとって冬期間の福祉灯油は命綱です。

以上のことから、2019年度においても実施し、住民生活を支援するべきと考えます。さらに、限られた財源のため国や道に交付基準額の増額を求め、より多くの住民生活を支援するよう制度の拡充が必要と考え、以下伺います。

(1)、2018年度の申し込み見込みと申請者数について。

(2)、福祉灯油助成事業の2019年度実施について。

(3)、対象を独居高齢者世帯、満70歳以上から高齢者世帯、満65歳以上に拡充することについて。

(4)、生活保護世帯も支給対象にすることについて。

以上、伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の福祉灯油の実施と拡充についてに関するご質問に答弁申し上げます。

本町の福祉灯油助成につきましましては、余市町福祉灯油助成事業実施要綱に基づきまして独居高齢者世帯、重度障害者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯を対象に実施基準に基づき年度ごとに決定するものとしております。

1点目の2018年度の申し込み見込みと申請者数につきましましては、予算上860世帯を見込んでおりましたが、申請者数につきましましては607世帯となっております。

2点目の福祉灯油助成事業の2019年度実施につきましましては、今年度の灯油単価が要綱に定める実施基準を下回っているため、実施を見合わせたところでございます。

3点目の対象年齢の拡充についてのご質問でございますが、実施要綱において対象年齢を70歳以上の単身世帯としているところでありますが、本町の大変厳しい財政状況から、対象年齢の引き下げにつきましては困難であると考えております。

4点目の生活保護世帯の支給につきましましては、独居高齢者世帯については支給対象としているところであり、現状の支給基準を維持してまいりたいと考えております。

○15番（中谷栄利君） 今の答弁で、まず順序追ってお伺いしますが、1番目の2018年度の申し込み見込みが860世帯で申請者が607世帯。2018年度においては、この実施要綱も今手元にありますが、当初見込んだ数に比べてやはり申請者が少ないという状況に置かれて、再度いろいろPRもして、周知徹底図った事態があったのではないかなと思います。そういった中でこの2018年度の申し込みの要綱を見ますと、本人だけではなくて、やはり民生委員を通して、書類も民生委員さんのところにあるので、申請を受け付けると。郵送による申請は受け付けないけれども、民生委員などに役場に来ていただいて、対応してもらおうということになっております。そういったことにおいて、やはりこの607世帯にとどまったという状況で、再度PRもされたと思いますが、実際にこの民生委員さんによる申請の件数、そういった取り扱いが担当課、町の行政のほうではどのように把握されているのか、まずそこのほうからお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきます。

申込者数は607件でありましたが、民生委員と一般との別で見ると、607件のうち民生委員を通じたのが283件でございます。

○15番（中谷栄利君） 今回の2018年度の福祉灯油の実施に当たっては、広報などに折り込んで、そして民生委員さん等も申請受け付けをするとい

う案内で行っておりますが、残念ながらまだそういった福祉灯油があったのかということも聞く事態も私はお伺いしております。そういった中で、やはり広報の折り込みの中でもまだまだ不十分な点はあると思います。そういった中で、この限られた財源の中でこの福祉灯油の助成、860世帯を見込んでいるということで、さまざまな理由で、入所されている方や、福祉施設、病院等も含めていろいろの方が対象から外されると思いますが、そういった一つでも見落としのないような対応するためにもこういった福祉灯油の対象になる方について文書郵送等による通知、あるいはそこに申込書を添える、そういったことの対応も必要ではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

福祉灯油助成事業、2019年は先ほど見合わせたと申し上げましたけれども、実施される際には引き続き広報をしてまいりたいと思っております。

○15番（中谷栄利君） せっかく町が取り組む事業なので、こういったことに少しでも見落としなく周知徹底の方法については万全を期していただきたい、そのことを申し上げて2問目に入ります。

福祉灯油の助成事業、2019年度の実施についてはおおむね灯油価格が安定しているというようなお話をされているかなと思います。そういった中で2018年度は一体どういう状況だったかというところ、投機マネー等で灯油、オイル製品と石油製品に対して投資の対象になったために100円台にも突入して、非常に高騰になったためにさまざまな問題があったかなと思います。しかし、現在、私もいろいろな統計見ましたけれども、生活協同組合、また経済産業省の統計においてもやはり水準は高どまりしているような状況、91円から今日の状況は5月ぐらいから続いているという現状です。問

題は、やはり今の住民生活がどのように変わってきているのか、そういった背景で今のこの冬の時期を迎える、そういうような特別な事情があるものという思いで私はおります。そのために今やはり10月からの消費税増税、まだ8%の消費税の傷が癒えないままに10%になった。そういった形でやはり住民生活に直撃を与えている。年金の支給もマクロ経済スライドなどにより目減りしている。医療費も高騰している。そういった状況下に置かれて、高齢者においてはなお一層厳しい生活が強いられていると思います。今般テレビの報道においてもこの12月の現在に当たって10月からの消費税増税の影響により買い物控えなどの直接大きな影響も受けて、景気も低迷しているというような報道もきのうあったところです。そういったところを考えたときに灯油価格の差はなくても現在91円から92円が高どまりしているような状況の中で、このまま冬が乗り切れるのか。そしてさまざまな価格が上がっている中で、買い物においても特に以前のようなお金の使い方がなかなかできないというお話も周りの皆さんからも聞いているところです。そういった状況において、この福祉灯油というのは生活に本当に困窮されている皆さんにとっては大変重要な制度ですから、今さまざまところで、岩内や黒松内などの従来から実施しているところもありますが、町においてはその要綱で価格等定めて、実施するかどうかという判断をしておりますけれども、今般の状況において価格の幅を持たせて、やっぱり住民生活の対応含めて実施に当たって判断すべきではないかなと思います。まず、要綱の灯油価格というのはどういったことで判断しているのかちょっとお伺いしたいし、そしてどこの価格を見てそれを対応しているのか、その辺の詳しい話もぜひお伺いしたいわけですが、今の質問においては生活状況において厳しい状況に置かれていることを考えたときにやはり実施して、皆さんの生活を支援すべきではな

いか、そういった立ち位置にぜひ立っていただきたい、そういった思いで質問しておりますので、答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

ご質問としては、灯油価格はどのように決めているかというような問いだというふうに思いますが、灯油価格につきましては実際に町が定めております福祉灯油助成事業実施要綱に基づいて決めているわけですが、その判断に關しましては実際の灯油価格とそこから割り出した今年度の予測値を割り出すわけでありまして、今年度に関しましては、価格予測が100.65円だったわけですが、実際の灯油価格は94.60円にとどまっているということでございまして、要綱に基づいて実施を見送ったということでございます。

○15番（中谷栄利君） 実施要綱が100円65銭ということなのですが、これは、何回も言って恐縮なのですが、灯油価格というか、石油製品が投機マネーの対象になって、高騰になったとき、そういった情勢判断等もあって、100円を超える灯油価格に対して大きな反響があって、そういったことで価格がそのように決まったのではないかなと思っています。しかし、何回も言いますが、繰り返して申しわけございませんが、住民生活においては8%の消費税増税の傷が癒えないままに10%の増税で大変苦しい思いしている。年金者においてはマクロ経済スライドで年々年金が目減りしている。そういった状況、まして高齢者において医療費の高騰等もあって、通院等もなかなか思うように行けない事態も発生している、そういった今日の生活状況において買い控えの影響が経済にも大きな影響を与えている、そういう状況下で今おります。そういった中で、灯油価格が94円台ということで推移している状況をつかまえられているようなのですが、そうい

った状況で100円65銭、そういった設定に至っていないから福祉灯油を見送るということではなく、やはりこういった福祉灯油の助成事業の精神を少しでも多くの皆さんに、冬の生活を支援するという立場で実施するという立場に立つことが今現在住民の命と生活を預かる町政として必要な立ち位置ではないでしょうか。そういったことを捉まえて数字だけの判断を、さらにいろいろなさまざまな状況を判断の上、ぜひ生活の支援する立場に立っていただきたい。そういったことで実施するという考えについてはいかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答えさせていただきたいと思います。

本件、福祉灯油の事業は石油価格が高いことに対する助成であり、経済的な困窮とはまた別の論点でございます。この灯油価格については要綱は3年ごとに見直して見直して、来年見直しですので、その際にご意見あれば担当のほうに言っていただければと思います。

○15番（中谷栄利君） 今福祉灯油は灯油価格の高騰に対応するものだという話のように私は聞こえたのですが、これはこれまで道が行っている地域づくり総合交付金、地域づくり推進事業、その実施要綱の25項目めの高齢者等の冬生活支援事業として道が人口割合に応じて対象基準額を決めているものに対して実際に取り扱いについては各自治体が判断をするということになっているものだと思います。そういうことにおいて、灯油価格の高騰だけの対応ではなく、やはり高齢者の冬の生活を支援するというこの道の要綱の実施の立場に基づいても、さまざま考えたときにぜひそういった弾力的な判断等含めて実施に踏み切ること必要ではないかなと思いますが、その考えについてどうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町といたしましては、先ほど来説明してお

りますとおり、要綱に基づいて実施の判断をしているところでございます。最初の答弁の繰り返しになりますけれども、2019年度につきましては要綱に定める基準以下ということで実施を見送ったということをご報告させていただいたところであり、また先ほどと繰り返しになりますが、要綱の見直しがまたありますので、その際にさまざまなお意見いただければと思います。

○15番（中谷栄利君） 要綱を盾にできないという立場をとられるようです。ただ、それだけでは住民の今の本当の冷え切った生活に対して町行政の果たす役割が担えているか。ぜひそういった要綱を盾にやる、やらないではなく、今日の住民生活の状況を考えて、弾力的な対応、温かい対応をすべきではないかなと言っております。そういったことで、今日の住民生活、さまざま私言いましたが、優秀な役場職員で、皆さんもいろいろな生活実態の対応含めて状況も把握されていると思います。また、この福祉灯油においては民生委員さんの協力も得て、申請受け付けをするということでもあります。民生委員の申請が289件ということでしたので、多くのこういった対象者の生活状況を民生委員さんが把握して、そのことを町当局に伝えられるように、町行政としても民生委員にただ申請の受け付けを渡すだけではなく、高齢者において周りの低所得者、生活の困窮状況において状況の実態把握も含めて話をよく聞く、懇談するなど、そういった取り組みをぜひしていただく中で弾力的な対応も今後含めてぜひ検討していただきたい、そのことを申し上げて、次の3番目に入ります。

対象年齢については、限られた財源でありますので、今のことを変えるのは難しいということになっていきますけれども、去年の実施要綱では70歳以上高齢者、独居老人ということになっておりますが、実際に人数が1人だろうと、また年齢が70歳、65歳で区切ってもやはり生活の厳しい中で

冬を過ごすためには大変厳しい状況で、その支援は必要なわけですから、限られた財源等もあります。実際に不用額等も発生していた2018年度の例を見たときに、国や北海道に対して交付基準額の増額を求めて、これらの対象要件をさらに広げる、そういった取り組みをしていただいで、この対象年齢の拡大、ぜひしていただきたいと思いますが、それについてどうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

1問目の答弁で申し上げましたとおり、対象年齢の引き下げにつきましては困難であるというふうに考えております。

○15番（中谷栄利君） それは、限られた財源でできないということで私は1問目でお話をお伺いしております。その中で、私の最初の1問目の中でも福祉灯油の助成事業に対して交付基準額、国や道に対しても増額を求める自治体としてぜひ声を上げて、住民生活を支える、そういう立場での声を上げてやるべきではないかと言っています。そのような立ち位置で財政が厳しいからこの要綱に基づいてやるだけということになるのだったら、住民生活の今冷え切った状況は本当に支え切れずか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

財源については道や国に求めればいいのではないかとこのふうな質問だったと思っておりますけれども、これに限らずさまざまところで財源、国や道に求めているところがございます。

○15番（中谷栄利君） この3問目の最初の町長の答弁は、要綱に基づいているからそれ以上のことはないみたいには私は聞かされたのです。ですから、このことにおいて、住民生活を考えたときにその生活を守る自治体としては財政が厳しかったら少ない交付基準額、北海道においては2019年度の資料においても1万人から3万人未満では交付基準

額が120万円。確かにこれで何やるのかと言わんばかりです。共産党議員団でも北海道に対して道交渉して、この基準額を上げるということでの要望はしてまいりました。しかし、それもなかなか動かないような状況もあります。今の状況において本当にこれでこれからの厳しくなる冬に対して皆さんの生活支える、そういった状況においてやはり町当局としてもぜひ困窮している生活実態捉えて、国に対しても道に対しても基準額の増額を求める、そういった立場でこのことに対して当たっていただきたい。これについてはこれからのことなので、この程度にとどめますが、ぜひこの要綱だから、この財源だからということで紋切り型の対応していただきたくない。住民生活をどうやったら守れるのかという立場に立っていただきたい、そういったことを申し上げて4番目に入ります。

生活保護に対しての支給についてなのですが、独居75歳以上で対応しているというお話が何かあったかと思えます。ここの実施要綱等を見ても、昨年度の実施要綱、広報に折り込まれたものと思えますが、平成31年1月1日、町内に住んでいること、30年度において町民非課税世帯である、それが実施要件として2つが一致していること。独居高齢者世帯において、確かにここに生活保護世帯ということの対象は除くとは書かれておりません。ただし、2番目の障害者世帯やひとり親世帯などもありまして、実際にここには生活保護世帯を除く、そのことが記載されています。今生活保護においても、既にご存じだと思いますので、あえて繰り返したくないのですが、伝えますと、実際に2013年度からの生活保護費の削減、さらに2015年度の連続した生活保護基準額の削減、冬季加算の減額、そういったことで生活保護受給者におかれている方においても大変厳しい実態であることには変わりない。ましてこの冬季加算については石油の高騰に加味されているものではない。

冬場になったら、さまざまな衣料品の更新等にもかからなければならない。本当にその支給額で実際に冬の生活をしのげるのかということを考えてときに大変厳しい状況に置かれていると思います。そういった中において、実際に日本共産党の国会の質問の中においても2008年、2007年において厚生労働省、また総理大臣等においても生活保護基準を対象にして収入要件に含めない柔軟な対応でぜひしたいということで、厚生労働省においての通達も出されていると思います。実際には、いろいろな各自治体の実施要綱見ておりますが、上富良野町においても生活保護の受給者は福祉灯油についての実施要綱に入っております。ですから、生活保護者においても今日の厳しい生活状況においてはますます本当に最低限度の生活を強いられている、何とかして乗り越えなければならないという状況において、そういったことにおいてもぜひ生活保護を対象に含めてやっていくものと。今いろいろな対象を拡大していただきたいという話においても大変厳しいという話はありませんが、各自治体がそういった生活保護受給者についての実施要件についての見直しも含めて改めている実態と国において2007年、2008年において、国会での質疑において生活保護における自治体における除外で外すことのないように通達を出すということにおいてやられておりますので、その通達に基づいてぜひそういった立場に立っていただきたいと思えますので、このことについて答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

いずれにしましても、2019年は見送るわけですので、それ以外の要綱の更新につきましては来年度行いますので、そのときにさまざまなご意見いただければと思えます。

○15番（中谷栄利君） この定例会における一般質問は、町政に対してのその姿勢、あり方につ

いて議員が一般質問して、それを質問においてた
だすのが一般質問です。ですから、私は今日にお
いて各自治体で、国の2008年、2007年の国会の答
弁の要綱に基づいて生活保護も対象にして取り組
まれている自治体もふえてきている、生活保護者
においての2013年、2015年の生活扶助費の連続改
悪、そして今日の冬季加算の減額、そういった状
況においてさらに厳しい状況に置かれている実態
は変わらない、そこにおいて冬季加算があるから
とってこの福祉灯油の対象から外すことについ
ていかなものかという見直す動きが広がってい
る、そういったことを申し上げております。また、
福祉灯油についての実施については、さかのぼっ
て恐縮ですけれども、要綱だけではなく、住民生
活において生活を支える町行政として最大限どの
ようなことができるのか、そういった立場で、要
綱の紋切り型のそういった冷たい町政ではなく、
皆さんの生活実態に耳を傾け、足を動かし、ぜひ
そういったことを把握して、このことについて深
く実施の検討に当たっていただきたい、そのこと
を申し上げて、私の質問終わります。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わ
りました。

各会派代表者会議並びに諸会議の開催、さらに
昼食を含め、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午後1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

一般質問を続行します。

発言順位13番、議席番号6番、庄議員の発言を
許します。

○6番（庄 巖龍君） 令和元年第4回定例会に
おきまして、さきに通告しております1件につ
きまして答弁よろしくお願いを申し上げます。

件名、町長の財政基本政策について。時代は平

成から令和に改元され、新たなる時代の扉が開
れました。本町におきましては、新たにNEXCO
東日本北海道支社は平成30年12月8日に後志自
動車道余市インターチェンジから小樽ジャンクシ
ョンまでの延長区間23.3キロを開通をいたしました。
その時代に即した政策は時には緊縮財政を余
儀なくされることもあると考えますが、後志自動
車道の開通後の利用者数は当初の見込みを大きく
上回り、本町における経済効果は大なるものと考
察するとともに、余市町のブランド力を発信する
ことにも貢献できていると考えるものでありま
す。NEXCO東日本北海道支社では、当初期待
される主な開通効果として4項目を挙げておりま
す。私が注視したのは、観光の活性化と農水産品
の輸送の利便性向上であります。あわせて前述の
本町のブランド力発信も注目したところでありま
す。本町は農水産物に恵まれ、ワイン特区の認定
を受け、ワイナリーを持ちたいという個人起業家
の方もワイン特区を認定されている地域であれば
比較的小規模からスタートできるので、より起業
しやすく、本町のワイナリーは増加の一途をたど
っております。これらは、ふるさと納税にも余市
ブランドを高める一つのツールとなりました。し
かしながら、町民、区会等の要望は多岐にわたり、
それらに応えるためには財源確保は必須条件であ
ります。齊藤町長は、平成30年8月の町長選挙で
当選以来余市創世を掲げられ、本町のかじ取りを
行ってはや1年半近くがたとうとしております。
その間本年8月には町議会議員も刷新されまし
た。二元代表制は議院内閣制とは対照的な概念で
ありますが、町長と町議会議員の切望することは
町民の最大幸福の飽くなき実現であります。自治
体の生き残りをかけ、攻めのまちづくりが望まれ
ると考えます。本町に住まれ1年半が過ぎよう
としている現在において、町長に以下質問をいた
します。

1つ、国内外と比較して余市町の魅力について。

2つ、直近のふるさと納税額と増減比率、過去3カ年比。

3つ、ふるさと納税の品目数と増減、過去3カ年比。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の財政基本政策に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の国内外と比較して余市町の魅力についてのご質問でございますが、本町は豊富な農産物、水産物やそれらの加工品、さらにはウイスキーやワインといった洋酒などの食資源もあるほか、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている海岸線やビンヤードが織りなす四季の色彩といった景観にも恵まれ、地理的にも積丹半島やニセコリゾートエリアなどの観光地も近く、また高速道路の開通で道都札幌から1時間圏内になったことで移動の利便性も高くなりました。また、歴史的な文化財や産業施設もあり、多種多様な資源に恵まれ、高いポテンシャルを持っている地域であると捉えております。一方、こうした魅力は道内ではある程度認知されているものの、道外、さらには海外においてはその魅力はまだ十分に知られていないというのが現状と考えております。

2点目のふるさと納税による寄附額の過去3カ年の増減についてでございますが、平成28年度423万6,971円に対し、平成29年度5,872万1,553円で、前年比1,385.9%、平成30年度9,225万556円、前年比157.1%となっております。

3点目のふるさと納税謝礼品の品目数の過去3カ年の増減についてでございますが、平成28年度27品目に対し、平成29年度194品目で、前年比718.5%、平成30年度で322品目で、前年比166%となっております。

○6番（庄 巖龍君） 町長就任以来、本定例会におきまして町長と相まみえること、大変楽しみにしておりました。そんな中できょうはぜひお手やわらかによりしくお願い申し上げます。

町長におきましては、さきに欧州、ヨーロッパ

各地の視察、また今月からは2日からたしか4日間、町政懇談会もあったとお聞きしております。12日から定例会、まさにそういう意味では町長の仕事というのは本当に激務であり、大変なお仕事だと察する次第でございます。また、町民の安全、そして余市町の財政をいかにして確保していくかという対外的な交渉、そしてまた町民に対して説明責任を果たさなくてははいけない、そういった意味での議会での質疑応答等を含めると、本当に苛酷な仕事だと私は察する次第でございます。町長に就任をされてからいろいろと町長のお話を聞いておりましたけれども、その中でも政治的な手腕、就任当初早速ブラックアウトが起きた。そのときの迅速な対応を見たときにこの町長、私ごとで恐縮ですけれども、若いのになかなかやる町長だなというふうな思いでおりました。その後、「三国志演義」ではありませんけれども、劉備玄德公が関羽、張飛という豪傑を得ながら、やはり軍師というものが需要だということで、三顧の礼をもって、ご存じかと思えますけれども、諸葛孔明という、臥龍と申しますけれども、後には龐統と、臥龍、鳳雛という2大巨頭を得て、国家三分の計を行ったという故事がございますけれども、たしか町長がご就任なさったのが9月5日だと思えますけれども、その後たしか11月8日でしたか、胸襟を開き、また細山副町長も互いに胸襟を開いて、余市町の副町長としてまさにおもしとなってこの余市町の運営に携わってきた。そういったことを思ったときに私は非常に、アメリカの、米国大統領もそうでございます。町長もいろいろな国に行っていらっしゃるから、わかると思えますけれども、ハネムーン期間というのがあります、実際のところ。アメリカ大統領についてもハネムーン期間というのがありまして、その期間にやはり人心を把握し、適材適所にその人を配置し、陣形をとり、そして戦に挑む。戦に挑むというのは戦いということではなくして、すなわち政策を実現する

ためにどうするかという、これまでにやっぱり半年ぐらいかかると言われております。これはどこの自治体においても、これは大きな国であろうがやっぱり自治体だろうが同じだと私は思っております。そのような中でブラックアウトが起き、そしてまた胸襟を開いて、先ほどの話ではありませんけれども、細山副町長がご就任なさる。実は私も町議の末席に座らせていただいておりますけれども、そんな中で余市創世というのを掲げ、私も議会活動させていただいております。

そんな中で、先ほど答弁がありましたように、余市町の魅力については私も同感であります。しかしながら、高いポテンシャル持っている地域であるがゆえに道内はそうですが、道外あるいは海外における魅力が十分に知られていない、これは確かに私もそう思っております。そんな中で、先ほどの後志道が開通をしたということで、その後志道が開通したことによって余市のブランドをインバウンドを含めまして道外はもとより海外、特に海外の方々が北海道に訪れる機会も多いようがございますので、こういったツールをインバウンド効果も含めましてどのような形でやっていくか。わかる範疇でよろしいのでございますけれども、後志道が開通してから直近の1年間でどのくらいの人が交通、利用していったというのが、もしわからなければ結構です。もしわかっているようであればちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

さまざまご意見いただきまして、ありがとうございます。ことしの流行語、ワンチームでございますが、我々は去年からワンチームでやっているところでございます。

さて、交通量についてはさまざまな報道ですとか、NEXCOからも情報が入っておりますけれども、昨年開通前に比較しまして20%ほど札幌道、

後志道の交通量はふえているというところがございます。

○6番（庄 巖龍君） 20%ほどふえているということでございますけれども、その中で特にこの月がふえている、例えば6月とか7月とか8月とかそれぞれありますけれども、大体統計的にもしわかっている程度で結構でございますけれども、どのくらいの時期が交通量、利用される方が多いかというのをちょっともしわかればお知らせいただきたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

一番交通量がふえる時期でありますけれども、やはり観光シーズンは夏ですので、実感もされておりますとおり夏場の交通量の増加が前年度に比較して非常にふえているというところがございます。

○6番（庄 巖龍君） ただいまお話あったとおり、夏場ですね、やはり夏場、先ほど町長のお話にあったとおり、国定公園ということもございまして、夏場の観光客の入り込みというのは非常に多い、そういうふうなことが要因として挙げられるのではないかなというふうに思っております。そんな中におきまして、そういうふうには感じております。

それはさておいて、次にふるさと納税のことについてちょっとお聞きしたいのでございますけれども、先ほど町長の答弁の中には平成29年度で5,872万円、前年度比1,385.9%増と。平成30年度に至っては9,225万円、前年度比157.1%の増ということでもありますけれども、もしよろしければですけれども、これ年度が3月31日までということでございますからあれですけれども、わかる範疇でいいですけれども、今11月現在でどのくらいの金額がふるさと納税で集まっているのか。また、パーセンテージにして昨年11月現在から、要するにどのくらいの伸び率があるのか、また減って

いるのか、それについてももしお答えできるのであれば答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の質問に答弁させていただきます。

現在の最新が10月末の集計でありますけれども、10月末現在におきましては4,953万円で、前年比173%でございます。

○6番（庄 巖龍君） 4,953万円ですか。前年度比173%ということは堅調に伸びているということでございまして、特にこの12月にはお歳暮の時期ということも重なり、またこの後は1月、2月、3月という形で4カ月ある。特に12月というのはお歳暮シーズンで、これがカウントされると物すごくやっぱり伸び率が出てくるのではないかなと思っております。私が言わんとしていることは、堅調にふるさと納税が伸びているなというふうな思いであります。

そんな中で、ふるさと納税ということに関しまして、ふるさと納税には、私たしか調べたときに、3つの大きな要素があると思うのです。税金というのは徴収される税金もありますけれども、ふるさと納税というものに関しましては個人で払うのか、チョイスしてする納税だと思うのですけれども、その辺についてのご見解をちょっとお示しいただければと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

ふるさと納税の原則といいますか、趣旨に関しての一般的に言われている3つの要素の話だというふうに思ひますけれども、ふるさと納税に関して言われているのは、1つに納税者みずからが納税先を選べるということとか、あとはふるさとに思いをはせる、住む、すなわち首都圏に住んでいる方々が地方を思うということが一般的に言われているところでありまして、またさらには地方の健全な競争原理を働かせることで効果的なPRをすることができるようになるということがふるさ

と納税の中では言われていることであります。

○6番（庄 巖龍君） ここで町長の、ふるさと納税と関連するものですから、ちょっとお聞きしたいことがございまして、自助、あるいは共助、公助というものについて町長のご見解をお伺ひしたいのでございましてけれども、私の考える中でやっぱり自助というものはみずからの生活をみずからによって支える、これが自助である。共助というのについては、自立を基本として、それをお互いに助け合って共助になって、それが補完をされるというのが共助であると。公助というのは、それでも対応できないものについては公的にそれを負担をするというのが公助であるというふうに、そういった順序に従って図られるべきであるというふうに私は考えておりますけれども、町長の自助、共助、公助というものについての基本的な町長のご見解をお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 自助、共助、公助についてでありますけれども、さまざまな文脈で捉え方が違ってくると思ひますが、例えば防災であればまた別の捉え方ができますでしょうし、税との関係なので、社会の仕組みとの関係で一般的な答弁になりますけれども、基本的に社会というのは自助が基本というのは共通認識だと思ひますけれども、それが成り立たなくなるのを防止する目的で共助というのがあって、近隣のボランティアですとか家族の支えですね、保険制度でいいますと各種保険制度がそれに当たると思ひますけれども、公助というのはさらにそれが立ち行かなくなった場合に公的な支援を行うということでありまして。すなわち、自助が基本で、防貧、貧しくなるのを対策するものとして共助、そして救貧ですね、それをすくい上げるものとして公助があるという、税制と社会制度の関係からそういうことだというふうに認識しております。

○6番（庄 巖龍君） これで最後にしたいと思

っておりますけれども、今定例会におきまして多くの議員諸公からたくさんの質問、あるいは要望が出されました。また、いろいろとお話を聞いている中で町民あるいは区会等からの要望がたくさん出ているというふうに聞いております。しかしながら、財源を伴わずに全ての要望をかなえるというのはなかなか難しいものでございます。簡単に言うと、ない袖は振れないということでございます。財源を確保していくためにはやはり今町長がお話をされた中で、私もこれ大変びっくりしたのですけれども、これだけの伸び率、なおかつ品目もこれだけふえている。余市は非常に伸び代があるというふうに考えております。今後ふるさと納税、この後ふるさと納税につきましてのほかの議案も上がっているようでございますので、あえて深い議論は差し控えさせていただきますけれども、今後ふるさと納税というもの、この国の制度を大いに活用し、そして町民の要望、あるいはこういうことをしてもらいたい、そういうことにお応えできるような、そして財源をその中で確保していく、その一つのツールとしてふるさと納税を大いに活用していただくというふうな思いで私は思っております。それがひいては余市創世、地域創生につながっていくものだと私は確信しております。町長、いま一度決意のほどをお願いを申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 6番、庄議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん財源の確保、非常に重要なわけでございます。今回のみならず何度も申し上げておりますけれども、要は分配型から獲得型に変わっているということもありまして、適切に国や道の補助金も積極的にとりに行きつつ、一つのツールとしてふるさと納税を活用し、使える財源をふやすということに努めてまいりたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 庄議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明17日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時56分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 1 1 番 白 川 栄 美 子

余市町議会議員 1 3 番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔